

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18H00791

研究課題名（和文）メタ憲法学の基盤構築：憲法の基礎理論とその哲学的再構想

研究課題名（英文）Basic Construction toward Meta-Study of Constitutional Law: Philosophical Revision over Theoretical Foundation of Constitution

研究代表者

大屋 雄裕（OHYA, TAKEHIRO）

慶應義塾大学・法学部（三田）・教授

研究者番号：00292813

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,100,000円

研究成果の概要（和文）：COVID-19によるパンデミックとそれに向けた対応が憲法秩序にもたらす問題について、理論的検討と分析を行なった。また、進展するグローバルイゼーションのなかで数年前には想定もされていなかった他国への侵略が現実的な危機となり、ウクライナにおける成人男子の出国禁止措置など、ネイションを守るために個々人に課される制約の問題が極めてアクチュアルなものとなった。これらの提起した問題を受け止め、理論的な成果に結び付けるための検討を行なった。その一環として、社会的な紐帯を維持する手段としてのサードプレイスに注目し、コロナ禍における営業時間規制などが帯びたネガティブな影響について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の蓄積はこのように急速に展開する国際政治・社会の状況を分析するために有効な観点を提供することができた。パンデミックにおける法制度的な対応や電子的監視の問題、ネイションの利害のために個々の国民の利益をどこまで犠牲にすることが許されるかという問題、身体の管理と多重国籍の「相性の悪さ」などを検討するための理論的基礎を構築することによって、本研究は、メタ憲法学というそれ自体は問題状況の「現場」の反対方向へ、抽象化・理論化の方向へと議論を進めることを意図した営み自体が危機においてアクチュアリティを発揮できることを示し、そのこと自体がメタ憲法学の有用性・発展性を明らかにしたと考えることができる。

研究成果の概要（英文）：Theoretical considerations and analysis of the problems posed to the constitutional order by the COVID-19 pandemic and the response to it were conducted. In addition, the issue of restrictions imposed on individuals in order to protect nations, such as the ban on adult males leaving the country in Ukraine, has become a very real crisis. These restrictions imposed on individuals in order to protect the nation has become very actual. We took these issues as examples to be examined in relation with the theoretical view points. As part of this study, we focused on third places as a means of maintaining social ties, and examined the negative effects of restrictions on business hours in the COVID-19 pandemic.

研究分野：法哲学

キーワード：メタ憲法学 ナショナリズム 宗教 統治行為論 国籍

1. 研究開始当初の背景

本研究構想の目的は、ここで「メタ憲法学」と呼ぶ新学術分野、すなわち憲法(学)についてのメタ理論を確立することにあつた。通常の憲法学がいわば、憲法の理論(theory of constitution)であるのに対し、メタ憲法学は憲法(学)についての理論(theory about constitution)となる。この点について、道徳哲学分野の先行事例を参照して説明しよう。

伝統的な倫理学(道徳の理論)は、道徳の内容を整序・体系化することを目標とする分野であつた。これに対し、道徳的主張・道徳的言明に現れる「べき ought」、「善い good」、「正しい right」といった語はそもそも何を意味しているのか、道徳的主張・道徳的言明を為す際に我々がそこで一体何をしているのかを哲学的に反省しようという試みが、20世紀以降の分析哲学において現れた。そこではたとえば、道徳的主張が「あるべき状態」という世界の特殊な側面を表象し記述する営みなのか、あるいは間投詞のように発話者の欲求や好悪の感情を表出する営みに過ぎないのかといった問題が扱われたのである。この新しい学術分野は「メタ倫理学 meta-ethics」として確立されて以来すでに1世紀以上が経過し、従来の規範倫理学を上回る活発な論議の対象となっている。

道徳という規範体系についての理論がこのように確立される一方、人間社会におけるもう一つの重要な規範体系である法についての理論は法概念論と呼ばれてきたが、メタ倫理学と比較すればなお未発達な段階に留まっている。憲法についての理論を構築しようとするメタ憲法学は、憲法という特定の法領域を対象として、法概念論の未開拓の部分を探究しようとする試みと位置付けることができる。

ここで、法一般ではなくあえて憲法に定位したメタ理論を構築しなければならない理由、一般的な法概念論と区別して構想すべき理由としてのメタ憲法学固有の意義として、さしあたり以下の3点を挙げるることができる。

(1)憲法の道徳性。憲法は、その他の実定法以上に、その法文中に道徳的評価語・価値語が頻出するという特徴を持つ。民法・刑法等にも「善意・悪意」など道徳的評価語が登場するものの、その本来の規範的性格は薄れている。これに対し、自由・尊厳・平等・福祉・苦役・正当といった道徳的評価語・価値語が憲法には頻出し、かつ中心的な解釈の対象となっている。このことは、憲法を適用する際の法的判断や憲法学の言明が、少なくとも部分的には明示的な道徳判断としての性格を有することを示唆するだろう。従って、道徳判断についてどのような考え方を取るか(たとえば相対主義を採用するか)によってそうした判断・言明の性格の理解が変動し、憲法判断・憲法学がどこまで「合理的・理性的 rational, reasonable」な営為であり得るかという問題に影響するといった関係を想定することができる。

(2)憲法の偶有性。ここで偶有性とは、そうでないこともあり得たにもかかわらず現にこのようにあるという意味で用いられており、従って必然性を欠くにもかかわらず拘束力を持つ理由を問題として想定することができる。もちろん一般の実定法も同様の性格を持つが、それらが憲法によって授権された議会の決定による正当化に訴え得るのに対し、憲法は、たとえ憲法自身が沈黙しているとしても、外部の憲法制定権力の存在と正当性を「前提として想定している presuppose」。憲法制定権力とは何か、あるいはたとえば「憲法制定権力は に属する」と述べるときにそこで何が遂行されているのかが、哲学的に解明される必要がある。特に、現実の憲法が各国で異なっているにもかかわらず、それぞれの国民(から構成される政治権力)を拘束し得るものと共通して考えられていることは、各国の憲法がすでに国民国家体制を前提として想定していることを示すものでもあるだろう。「国民」の概念を憲法のメタ理論の観点から解明することは、本研究構想の大きな目的のひとつであつた。

(3)憲法の最高法規性。憲法が自分自身の最高性を主張するとはどのようなことか、ある法律が憲法に反し「無効」であるとはどのようなことか、「憲法の改正限界」の主張は何を意味しているのかといった論点も、これまで十分に解明されてきたわけではない。いわゆる自衛隊「違憲合法」論や、憲法内部における規範の優先関係を設定することによって憲法改正規定の改正不能性を主張するタイプの憲法改正限界論(清宮四郎)の可能性について学術的に議論することには、このような問題が政治的にクローズアップされる状況にあるからこそ、大きな重要性がある。

2. 研究の目的

もちろんこのような主題は、憲法学の観点からすれば、これまで「憲法の基礎理論」と呼ばれる分野で議論されてきたものである。メタ憲法学の特徴は、これまでとは異なり、メタ倫理学の成果を参照しつつそのような憲法(学)上の言明の本性についてメタ規範理論的分析を加えようとするところにある。これまで、憲法学においてそうした手法が散発的に取られてきたことも事実であり、菅野喜八郎のいわゆる「国権の限界問題」を扱う諸業績や、樋口陽一などが論じてきたいわゆる「批判的峻別論」の問題、内野正幸の「厳格憲法解釈論」を先駆例として捉えることができる。しかし、そこで採用されているメタ規範理論が、現在のメタ倫理学では支持者の少ない非認知主義的相対主義であつたり、粗雑な形態の方法二元論であつたりするのも事実である。本研究は、これらの試みを現在の発展したメタ倫理学・メタ規範理論の成果を踏まえてより体系

的に追求し、憲法研究の範囲を根本から拡大することを企図し、法哲学者と憲法学者の協同の下で憲法の基礎理論を哲学的に再構想することを目的とした。

3. 研究の方法

以下の6つのサブテーマを設定してそれぞれの研究ユニットを構成し、法哲学者と憲法学者の緊密な協同の下で個別研究を進めることを計画した。また年に数回の全体会を開催し、ユニットごとの研究成果を共有して検討することを予定していた。残念ながら2020年以降に生じたCOVID-19によるパンデミックの影響で対面での研究会・合宿の開催は非常に困難な状況が続いたため、主にWeb会議を用いて代替的な手法による検討を進めた。また、成果については随時憲法学・法哲学に関する国際学会等に参加して発表する予定であったが、同様に海外出張自体が困難となり、国際学会自体もオンライン開催に変更されたり開催自体がキャンセルされるなどのトラブルが相次いだため、国内での論文等による成果発表が主な手段となった。

(1)憲法制定権力論と憲法改正限界論(大屋・井上): 欧州統合下での各構成国家の主権や憲法制定権力をめぐる言説が大きな政治的影響力を持つに至っていることを踏まえ、憲法制定権力論についての消去主義的態度や憲法改正無限界説などを検証することとしていた。

(2)憲法の最高規範性(安藤・大屋・片桐): 憲法が現実に一般の実定法により優越され排除されているかに見える事態の展開を踏まえ、「憲法が最高法規である(べきである)」という主張がどのような意味を持つかを分析する予定であった。

(3)規範的排除的法実証主義(谷口・横濱・米村): 「法は道徳に関する判断を伴うことなく同定可能であるべきだ」とし、司法権力が自らの「道徳的判断」によって民主的立法を覆す違憲立法審査に対して批判的な態度を取る規範的排除的法実証主義について、憲法判断が没価値的になされるのかどうかを含めて検討することとしていた。

(4)憲法学の方法的立場(米村・宍戸): 宮沢俊義をはじめとして少なからぬ憲法学者に、メタ倫理学上の相対主義と自然権的権利論との結びつきが見られる。その評価を含め、憲法学の方法論に関わる問題を検討する予定であった。

(5)憲法と時間(宍戸・片桐・安藤): ある一時点の決定で定立される一方でその後の長い時間を拘束するという性格を持つ憲法が、時々の実情に応じた行動を取ろうとする政治権力を掣肘することの意義と問題を扱うこととしていた。

(6)ネイションと結社(谷口・横濱・井上): 憲法が前提として想定する「国民 nation」が非自発的結社として分析しうるか否かを、ネイション論や結社の自由論などから考究する予定であった。

研究手法としては、法哲学と憲法学に共通する文献研究を主に採用した。また、規範に関する記述の構成要素に対して哲学的分析を加えるというメタ倫理学の手法に依拠することを前提としていた。憲法(学)についての理論としては political science のような社会科学もあり得るところだが、メタ倫理学的分析を通じて「メタ憲法学」を確立することを当面の第一目標とするため、研究代表者・分担者は法哲学・憲法学から構成した。

4. 研究成果

メタ憲法学の当面の対象である日本国憲法は、福祉国家体制・国民国家体制を前提的に想定している。このうち国民国家は当然に「国民」の存在を前提しているが、福祉国家もまた、グローバルな福祉的再分配を肯定し国内の困窮者よりもアフリカ地域の飢餓に苦しむ人々を優先するような国家が存在しない以上、自国民と他国民とを区分して取り扱うナショナリズムの存在なしには維持し得ない。憲法はこの意味で、「国民」とその範囲に関わる規範という性質を不可避的に持つ。ここから本研究では、憲法制定権力論と憲法改正限界論・憲法の最高規範性・規範的排除的法実証主義・憲法学の方法的立場・憲法と時間・ネイションと結社の各テーマについて、最終的には「国民」の問題に行き着くことを想定しつつ、検討を行なった。研究開始時点での想定としては、メタ憲法学の少なからぬ部分が憲法が想定し・要請するナショナリズムの分析にその基礎を置くことになるため、西ヨーロッパをはじめとして世界中で急速に「ナショナリズムへの転回 nationalistic turn」が生じている現在の政治状況とも深い関係を有することになるだろうと予想していた。

その後、予期せぬ外部的な状況の変化として、COVID-19によるパンデミックとロシアによるウクライナ侵略が生じた。前者においては、特に発生初期において嚴重な封鎖下に置かれた中国・武漢からの脱出を日本国政府が(中国政府の同意の下に)行なった際に国籍の有無によって対象者の範囲が限定されたこと、その後も感染拡大の防止のために長期間にわたる嚴重な入国制限が行なわれたことによって永住者・定住者の帰還が困難になったことが注目されたが、グローバルイゼーションの深化に伴って多くの人々が忘却していた国家による国民の身体への管理という古典的な問題が復活した状況にある。そしてそれは、国家同士が利害を異にし武力を用いて対立する戦争という状況において一人の市民が一つしか持たない身体を賭けた忠誠としての軍事的参加をどの国家に行なうかが不透明になるという理由によって忌避されてきた多重国籍という問題が、現代において復活を遂げた瞬間でもあった。さらにこの問題は、主権国家による別の主権国家の領土へのあからさまな侵略という時代錯誤的な企てとしてのウクライナ紛争によってさらにビビッドな形で展開されることになった。侵略に直面したウクライナでは兵役に適した年齢の男性国民に対して出国が制限され、侵略に難航するロシアではさらなる軍事動員

を可能にするため、本来は国民に向けた行政サービスを提供するプラットフォームであるはずの電子政府サイト上で徴兵令状が登録されるだけで自動的に対象者に伝達された扱いになる、その発行後一定期間内に出頭しない場合にはパスポートが無効にされるなど、電子的な伝達・監視手段が活用される状態になっている。

本研究の蓄積は(必ずしも研究参加者たちの望んだ事態ではないが)このように急速に展開する国際政治・社会の状況を分析するために有効な観点を提供することができた。パンデミックにおける法制度的な対応や電子的監視の問題については大屋が複数の業績を公表し、ネーションの利害のために個々の国民の(特に経済的な)利益をどこまで犠牲にすることが許されるかという問題については谷口が特に飲食業に対する制限を対象として検討を加えた。ウクライナ紛争をめぐって焦点化した身体の管理と多重国籍の「相性の悪さ」については大屋がすでに検討を加えていた問題でもある。本研究は、メタ憲法学というそれ自体は問題状況の「現場」の反対方向へ、抽象化・理論化の方向へと議論を進めることを意図した営み自体が危機においてアクチュアリティを発揮できることを示しており、そのこと自体がメタ憲法学の有用性・発展性を明らかにしたと考えることができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計31件（うち査読付論文 28件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 大屋 雄裕	4. 巻 5
2. 論文標題 Society 5.0と人格なき統治	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 情報通信政策研究	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24798/jicp.5.1_1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 37
2. 論文標題 宗教は法にとって必要か？	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 132-139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 21
2. 論文標題 AIによる危機、AIをめぐる危機	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 公共政策研究	6. 最初と最後の頁 102-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 800
2. 論文標題 判例はなぜ動くのか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 488
2. 論文標題 地方議会議員に対する出席停止処分と司法審査	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 58-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 72-1
2. 論文標題 別居後の親子の面会交流権と憲法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 294-320
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口功一	4. 巻 2021-7
2. 論文標題 「夜の街」の憲法論 立憲主義の防御のために	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Voice	6. 最初と最後の頁 68-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口功一	4. 巻 2022-1
2. 論文標題 コロナ下の夜の街 1 狙われた街・すすきの	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Voice	6. 最初と最後の頁 70-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 2020
2. 論文標題 麓に下りる：那須耕介『法の支配と遵法責務』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 142-146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takehiro OHYA	4. 巻 -
2. 論文標題 Surveillance Society	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Encyclopedia of the Philosophy of Law and Social Philosophy	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/978-94-007-6730-0_137-2	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 698
2. 論文標題 パンデミックと超監視社会の可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 23-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 785
2. 論文標題 「成熟した市民社会」とその敵	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 31-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 93
2. 論文標題 赦しと忘却	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アステイオン	6. 最初と最後の頁 110-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 7
2. 論文標題 憲法裁判所創設論のこれから	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 97-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 93-1
2. 論文標題 離婚した父母と子どもとの法的関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 98-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 404
2. 論文標題 宗教調和と人権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 16-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 405
2. 論文標題 「団地国家」と多人種統合	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 142-146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 1109
2. 論文標題 技術の統制、統制の技術	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 58-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 1114
2. 論文標題 価値と分配と効率性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 108-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 6
2. 論文標題 政策と実践：EBPMの限界と可能性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 3-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 774
2. 論文標題 刑事収容施設・刑事手続保障に関する諸問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 52-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史他	4. 巻 473
2. 論文標題 探求の軌跡を振り返る(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 62-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史他	4. 巻 474
2. 論文標題 探求の軌跡を振り返る(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 55-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口功一	4. 巻 38
2. 論文標題 J.L.ネオ「リベラリズムなき世俗主義」の紹介(抄訳)と若干の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 宗教法	6. 最初と最後の頁 69-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 132-5
2. 論文標題 試される立憲民主主義への構想力	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中央公論	6. 最初と最後の頁 62-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米村幸太郎	4. 巻 28
2. 論文標題 法を無視する義務?	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 101-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 穴戸常寿	4. 巻 2019-1
2. 論文標題 AIネットワーク化における憲法の論点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 5-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 穴戸常寿	4. 巻 2019-4
2. 論文標題 ネット社会の自由は守られるのか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 正論	6. 最初と最後の頁 198-205
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 89
2. 論文標題 割当国籍論の可能性と限界	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 アステイオン	6. 最初と最後の頁 98-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 3-3
2. 論文標題 人民の、人民による、人民のための情報：個人情報の自由と範囲	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 352-364
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大屋雄裕	4. 巻 2-2
2. 論文標題 個人信用スコアの社会的意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 情報通信政策研究	6. 最初と最後の頁 1-15 - 1-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件 (うち招待講演 11件 / うち国際学会 8件)

1. 発表者名 大屋雄裕
2. 発表標題 AIによる危機、AIに対する危機
3. 学会等名 公共政策学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大屋雄裕
2. 発表標題 連帯の二つの基礎：個別性と一体性
3. 学会等名 日本教育学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Takehiro OHYA
2. 発表標題 EBPM in Japan
3. 学会等名 Modern Trends in Economic Analysis of Law (Bank of Mongolia)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大屋雄裕
2. 発表標題 信用・信頼・信託：責任と説明に関する概念整理
3. 学会等名 人工知能学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Kotaro Yonemura
2. 発表標題 Reviving Neutrality and Its Implication
3. 学会等名 法哲学社会哲学国際学会連合世界大会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 米村幸太郎
2. 発表標題 哲学的福利論の展開とその意義？
3. 学会等名 横浜国立大学-華東師範大学 日中学術会議（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takehiro Ohya
2. 発表標題 Governing AI Technology: a Possible Framework
3. 学会等名 Ahead of G20: Artificial Intelligence and Innovation（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大屋雄裕
2. 発表標題 法の黄昏と法制史の意義
3. 学会等名 法制史学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大屋雄裕
2. 発表標題 ビッグデータの時代における「開かれた社会」
3. 学会等名 日本ポパー哲学研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 片桐直人
2. 発表標題 暗号の法の憲法的基礎
3. 学会等名 情報通信学会 A I ネットワーク法・政策研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takeshi Inoue
2. 発表標題 Quelques particularites de la Constitution japonaise de 1946
3. 学会等名 XIIIe seminaire franco-japonais de droit public (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kotaro YONEMURA
2. 発表標題 Reviving Neutrality and Its Implication
3. 学会等名 The 1st IVR Japan International Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 片桐直人
2. 発表標題 AIネットワーク化がもたらす社会と憲法
3. 学会等名 AIネットワーク時代に向けた法・政策の在り方 (大阪大学) (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 谷口功一
2. 発表標題 ミートボールと立憲主義
3. 学会等名 宗教法学会 春季大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Takehiro OHYA
2. 発表標題 Ethics and Regulation of AI
3. 学会等名 Conference "Digitization and Business Ethics" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大屋雄裕
2. 発表標題 自律・代理・信頼：権限と責任の分配に関する制度
3. 学会等名 AI技術文明時代の人間像 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計13件

1. 著者名 曾我部真裕、赤坂幸一、櫻井智章、井上武史、片桐直人他	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 520
3. 書名 憲法秩序の新構想	

1. 著者名 田村善之、山根崇邦、大屋雄裕他	4. 発行年 2021年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 368
3. 書名 知財のフロンティア 第1巻	

1. 著者名 丸山絵美子、大屋雄裕他	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 消費者法の作り方	

1. 著者名 那須耕介、橋本努、大屋雄裕他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 264
3. 書名 ナッジ!?	

1. 著者名 宍戸 常寿、大屋 雄裕、小塚 莊一郎、佐藤 一郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 368
3. 書名 AIと社会と法	

1. 著者名 宇佐美 誠	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 174
3. 書名 AIで変わる法と社会	

1. 著者名 駒村圭吾、待鳥聡史、片桐直人他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 408
3. 書名 統治のデザイン	

1. 著者名 Sebastien Lechevalier (ed), Takehiro Ohya, et.al.	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 334
3. 書名 Innovation Beyond Technology: Science for Society and Interdisciplinary Approaches	

1. 著者名 大屋雄裕・他（編）、安藤馨・他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 392
3. 書名 人工知能と人間・社会	

1. 著者名 待鳥聡史・宇野重規(編)、谷口功一・他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 白水社	5. 総ページ数 240
3. 書名 社会のなかのcommons	

1. 著者名 山尾志桜里・井上武史 他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 筑摩書房	5. 総ページ数 381
3. 書名 立憲的改憲	

1. 著者名 辻村みよ子・片桐直人 他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 500
3. 書名 概説憲法コンメンタール	

1. 著者名 待鳥聡史・谷口功一 他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 白水社	5. 総ページ数 240
3. 書名 社会の中のcommons	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	谷口 功一 (TANIGUCHI KOICHI) (00404947)	東京都立大学・法学政治学研究科・教授 (22604)	
研究分担者	米村 幸太郎 (YONEMURA KOTARO) (00585185)	横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授 (12701)	
研究分担者	宍戸 常寿 (SHISHIDO GEORGE) (20292815)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	安藤 馨 (ANDO KAORU) (20431885)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	
研究分担者	井上 武史 (INOUE TAKESHI) (40432405)	関西学院大学・司法研究科・教授 (34504)	
研究分担者	片桐 直人 (KATAGIRI NAOTO) (40452312)	大阪大学・高等司法研究科・准教授 (14401)	
研究分担者	横濱 竜也 (YOKOHAMA TATSUYA) (90552266)	静岡大学・人文社会科学部・教授 (13801)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------